

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領

制 定:平成 13 年 12 月 28 日 福 児 第 467 号 (局長決裁)

最近改正:令和 7 年 5 月 27 日 こ こ 第 690 号 (局長決裁)

(趣旨)

第1条 横浜市が横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱(昭和 55 年 5 月福児第 97 号) (以下「要綱」という。) 第2条の規定により、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業 (以下「事業」という。) を受託した地域の母子・父子福祉団体、N P O 及び介護事業者等 (以下「受託事業者」という。) が事業を実施するにあたり、事業委託契約書及び要綱で定めるもののほか、この横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要領 (以下「要領」という。) の定めるところによるものとする。

(家庭生活支援員の登録)

第2条 受託事業者は、要綱第 5 条の規定に基づき家庭生活支援員を選定し、あらかじめ家庭生活支援員登録名簿を作成しなければならない。

(家庭生活支援員派遣対象世帯への証明書の交付)

第3条 要綱第 4 条第 1 項に規定する派遣対象世帯は、支援を希望する場合、あらかじめ、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書交付申請書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書交付申請書(第 1 号様式) (以下「証明書交付申請書」という。) に必要な書類を添えて証明書の交付申請を行わなければならない。

2 前項で定める必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 当該申請者の個人番号カード(両面)の写し
- (2) 前号において個人番号カードがない場合は、マイナンバーを記載した住民票と証明書交付申請書に規定する本人確認書類の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し(原本)
- (4) 当該申請者が申請日現在児童扶養手当を受給していない場合は、当該申請者および申請者が扶養している児童等の戸籍全部事項証明書(原本)
- (5) 離婚調停中など、離婚前の困難を抱える母又は父については、証明書交付申請書に規定する離婚協議中である事実を確認できる書類

3 市長は、同条第 1 項の申請を受けたときは、その内容を確認し、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書(第 2 号様式) (以下「証明書」という。) を当該派遣対象世帯に遅滞なく交付しなければならない。

4 派遣対象世帯は、第 1 項で申請した内容に変更等があった時は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書変更・失効届兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書変更・失効届(第 3 号様式) (以下「変更・失効届」という。) に必要な書類を添えて、14 日以内に市長に届出なければならない。

5 市長は、前項の変更・失効届を受けたときは、その内容を確認し、母子及び父子並びに寡婦福祉法の適用者証明書変更・失効通知書兼横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用証明書変更・失効通知書(第 4 号様式) (以下「変更・失効通知書」という。) により、変更または失効の内容を当該派遣対象世帯および当該派遣対象世帯が登録されている受託事業者あて、遅滞なく通知しなくてはならない。

6 第 3 項に規定する証明書及び第 5 項に規定する変更・失効通知書のうち変更にかかる通

知書の有効期限は、発行日が属する年の 12 月 31 日とし、派遣対象世帯が有効期限以降も支援を希望する場合は、別に定める期日までに改めて第 1 項の手続を行い、証明書の交付を受ける必要がある。

この場合の証明書の有効期限は、発行日が属する年の翌年の 12 月 31 日とする。

- 7 第 1 項の手続により 11 月又は 12 月に新たに証明書の交付申請を行う場合で、第 3 項に規定する証明書の発行日が同年内となる場合、当該申請は前項に定める派遣世帯が有効期限以降も支援を希望する場合の手続を兼ねるものとし、発行日が属する年の 12 月 31 日を有効期限とする証明書と併せて、その翌年の 12 月 31 日を有効期限とする証明書を発行する。

(家庭生活支援員派遣対象世帯の登録)

第 4 条 受託事業者は、派遣対象世帯より登録の申込があった場合、前条第 3 項に定める証明書により対象要件を確認し、あらかじめ当該申込者を登録した派遣等対象家庭名簿を作成しなければならない。

- 2 受託事業者は、派遣対象世帯から住所変更等の届出を受理したとき、前条第 5 項に定める変更・失効通知書により対象要件を確認し、当該届出者にかかる派遣等対象家庭名簿を更新しなければならない。
- 3 前 2 項の派遣対象家庭名簿の有効期限は、名簿作成日が属する年の 12 月 31 日とし、名簿の有効期限以降も派遣対象世帯が事業の利用を希望する場合には、第 1 項の手続きにより、対象要件を確認し、派遣対象家庭名簿を更新しなければならない。

(支援の実施)

第 5 条 受託事業者は、派遣等対象家庭名簿に登載されている家庭等から、家庭生活支援員の派遣等の要請があった場合には、派遣等の要否を審査し決定した上で、通知しなければならない。

なお、本人以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の要否について本人の意向を確認するとともに、必要に応じ関係機関と連携を図ることとする。

- 2 家庭生活支援員は、要綱第 7 条に規定しているもののうち必要と認められる便宜を供与する。

(1) 事業実施上の留意点

ア 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は 1 時間を単位とする。なお、利用者の居宅における子育て支援は、生活援助の委託料を適用する。

イ ひとり親家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようすること。

ウ 必要な便宜を供与する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言・指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること

エ 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先など緊急時の対応に留意すること

オ 派遣等の日数は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で決定すること。

なお、ひとり親家庭等になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに支障が生じている場合等は特に配慮すること

- カ 要綱 8 条(2)のイ及びウ（子育て支援を受ける者の居宅を除く）の場所で児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること
- (ア) 子育て経験のある家庭生活支援員を 2 人以上配置すること
- (イ) 対象児童は 5 人以下とし、対象児童が 5 人を超える場合は、児童 5 人ごとに家庭生活支援員を 1 人追加配置すること
- (ウ) 乳幼児を含む 20 人以上の児童を対象とする場合は、家庭生活支援員のうち保育士の資格を有する者を 1 人以上配置することがのぞましいこと
- (エ) 特に要綱 8 条(2)のイ及びウの場所でサービスを実施する際の場所の確保については、事業の実施主体である横浜市が施設の設置主体等と必要な調整を行うこと
- 3 家庭生活支援員は、支援を実施した時は、その都度、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用確認書（第 5 号様式）に、派遣対象世帯による確認印の押印又は署名を受けなければならない。
- 4 派遣対象世帯の児童が病時（以下「病児」という。）における子育て支援については、各号に定める要件のいずれも満たす場合に、実施することとする。
- (1) 医師の診断を受けていること
- (2) 強い感染性をもたないこと
- (3) 支援依頼時に症状が落ちついていること（原則として急性期でないこと）
- (4) 家庭生活支援員が看護できる程度であり、投薬する必要がないこと
- (5) 緊急時に利用者が対応できること
- (6) 支援依頼時に横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業病児子育て支援問診票・利用者同意書（第 7 号様式）を利用者が提出すること
- 5 受託事業者は、前項各号の要件のいずれも満たしていないも、状況確認の結果支援の実施が適当でないと判断される場合には、支援を実施しないことができる。

（派遣の終了）

- 第 6 条 家庭生活支援員の派遣は、派遣対象世帯からの申し出のほか、次のいずれかの理由により終了する。
- (1) 横浜市内に住所を有するひとり親家庭等でなくなったとき（事由発生日に派遣終了）
- (2) 派遣期間が満了のとき（派遣期間満了日に派遣終了）
- (3) 親子が生計を同じくしなくなったことにより、利用の要件を満たさなくなったとき
- (4) その他派遣の必要性が消滅したとき（事由発生日に派遣終了）

（委託料）

- 第 7 条 家庭生活支援員の派遣手当単価及び委託事務費については、事業委託契約書で定める。

（報告と請求）

- 第 8 条 受託事業者は、家庭生活支援員の派遣を行った場合は、次の書類を作成し、当該月の翌月 20 日までに市長へ派遣状況を報告の上、委託料を請求しなければならない。
- (1) 請求の内訳等を記載した書類（月報等）
- (2) 要綱第 10 条に定める派遣状況報告書
- (3) 要綱第 10 条に定める派遣状況報告書(個票)
- (4) 第 5 条に定める利用確認書

- (5) 派遣対象世帯の登録書類等の写し（登録後の初回派遣月、更新後の初回派遣月及び変更後の初回派遣月）
- 2 前項第2号に規定する派遣状況報告書は、毎月派遣対象世帯ごとに行い、1回の派遣時間に端数が生じるときは、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げるものとする。
- 3 第1項第3号に規定する派遣状況報告書（個票）は、派遣した月の派遣対象世帯ごとに記入し、派遣終了時又は契約終了時に原本を提出し、それ以外は写しを提出するものとする。

（家庭生活支援員への研修）

第9条 受託事業者は、子育て支援を行う保育士の資格を有する者以外の家庭生活支援員に対し、別に国が定める子育て支援に関する一定の研修を実施しなければならない。ただし、公益社団法人全国保育サービス協会が実施するベビーシッター資格認定試験に合格し、認定ベビーシッターとして認定証の交付を受けた者についてはこの研修を免除することができる。

（支援員による派遣対象世帯への指導）

第10条 受託事業者は、家庭生活支援員派遣期間中に派遣対象世帯の自立及び派遣事由の解消等が見込めない場合は、横浜市等と連携して、必要に応じて当該世帯に対して児童相談所への相談を勧める等の指導を行う。

（事前協議）

第11条 受託事業者は、日常生活支援事業を実施するために作成した書類の記載項目を変更しようとする時は、事前に市長と協議しなければならない。

（事故及び損害の責任）

第12条 受託事業者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、横浜市に故意又は重過失のない限り、受託事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 受託事業者は、派遣中に生じた事故及びその業務により生じた事故等について、速やかに、書面により、市長へ報告しなければならない。

（その他）

第13条 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用するうえで、派遣対象世帯が遵守すべき必要な事項及びその細目については、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業利用規定として周知する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、同年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の改正規定は、平成 27 年 12 月 31 日までに受託事業者あて登録申込書が提出された派遣対象世帯については、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 27 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。